

論文投稿に関する不正行為防止のためのガイドライン

日本教育技術学会
向山洋一教育賞選考委員会

日本教育技術学会（以下「本学会」という）は、本学会が発行する日本教育技術学会誌（以下「学会誌」という）及び向山洋一教育賞（以下「向山賞」という）への実践論文及び研究論文等の投稿に関する不正行為の防止のために、以下のとおりガイドラインを定める。

1. 目的

不正な論文の投稿を防ぎ、学会誌及び向山賞の信頼性と学術性を確保することを目的とする。

2. 投稿に関する不正行為

本学会は、学会誌及び向山賞への投稿に関する不正行為を、「捏造」「改ざん」「盗用」「二重投稿」とする。また、望ましくない行為として、「分割投稿」「不適切な著者資格による投稿」を位置付ける。

3. 不正行為

- (1) 捏造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成すること、及びその作成したものを論文等に利用することをいう。
- (2) 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること、及びそのような加工をしたデータ、結果等を用いて論文等を作成することをいう。
- (3) 盗用とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用することをいう。
- (4) 二重投稿とは、印刷物、電子出版物を問わず、既に発表された論文または他の学術雑誌に投稿中の論文と、本質的に同じ論文を投稿することをいう。以下のいずれかに該当する場合は二重投稿となる。
 - ① 学会誌及び向山賞に投稿された論文と同様の論文を、他の学術誌に投稿すること。
 - ② 既に発表された論文または投稿中の論文との差異が明確に記述されていない論文を学会誌及び向山賞に投稿すること。
 - ③ 既にある言語で発表した論文を他の言語に翻訳し、第一著者または共著者として学会誌及び向山賞に投稿すること。

ただし、大学の学士論文・修士論文・博士論文、科学研究費報告書、事業報告書、学会・研究会の抄録集を研究した論文として投稿した場合は、二重投稿とはみなさない。

4. 望ましくない行為

- (1) 分割投稿（サラミ投稿）とは、本来一本の論文で報告できる研究を、小さい発表論文に分割して発表することをいう。
- (2) 不適切な著者資格による投稿とは、著者資格を満たさない者を著者に加えること、著者資格を満たす者を故意に除外することをいう。

5. 附記

2022年8月1日 制定